

菩薩戒に関する華嚴の立場

—法蔵の『梵網經菩薩戒本疏』を中心に—*

高 承学**著・佐藤 厚***訳

はじめに

鳩摩羅什 (Kumārajīva, 344-414) などによって般若部と法華部が、曇無讖 (Dharmarakṣa, 385-433?) などによって涅槃部が、そして真谛 (Paramārtha, 499-596) および玄奘 (602-664) などによって瑜伽部の經典と論書が訳出されることにより、中国仏教は教学が隆盛する基盤を備えたといえる。後漢から西晋までは、輪廻の主体として設定された神の不滅の問題、世間法と出世間との衝突など、外来宗教である仏教が中国固有の思惟体系と出会う過程で発生した論争が、識者層の主な関心事であったとすれば、彼らが翻訳した主要な大乘經論に基づいて各種の宗派が形成され始めた南北朝期からは、悟りの様相と関連した頓・漸の問題、仏性の所在をめぐる有情・無情の同異の問題などが議論され、これに沿って仏教内部の理論的体系化の作業がより精巧に行われた。

このなかで仏性論争はその歴史が長く、様々な宗派間の競争の構図とも深く関連している。各宗派を代表する学僧たちは、その論争過程で自宗の優越性を表わそうとする意図を、教相判釈のような理論的道具を通じて明示するのが一般的である。しかし、彼らは時には所依經典を含む様々な經典を引用したり、注釈する過程で暗示的にそのような意図を現すこともあ

* 原題「보살계에 관한 화엄의 입장 -법장의 『범망경보살계본소』를 중심으로-」。

** 고승학 (コ・スンハク)。金剛大学校仏教人文学科准教授。

*** 東洋大学東洋学研究所客員研究員。

る。天台宗と華嚴宗の場合、どちらも仏性の普遍性を基本前提とするが、それを、現象世界を理解したり修行の現場に適用する上では若干異なる姿を見せており、これは『梵網經』の菩薩戒に対する法蔵（643-712）の注釈態度を、智顛（539-598）の方式と比較することにより確認できる。本稿では法蔵の『梵網經菩薩戒本疏』を中心に考察するが、その注釈が形成された背景を理解するために、智顛の『梵網經義疏』、および新羅のいくつかの注釈についても最低限の言及を行いたい。

一方、上で指摘した宗派的態度が經典の引用と注釈に影響を及ぼした場合として、天台宗の思想家である湛然（711-782）の『金剛鉚』に見える無情仏性に関連した論争を挙げることができる。彼はその書で次のように自分の夢の中に現れた野客との問答を通じて無情物にも仏性があると主張する。

これに野客は丁寧に退き、ひざまずいて尋ねた。「波と水の比喩は、本当にその通りだ。私は早くから他の人々が『大智度論』を引用して、このように言うのを聞いた。＜真如が無情の中にあるものを単に法性と名付け、有情の中にあるものを初めて仏性と名付ける＞と。あなたはどのように（無情に対しても）仏性という名を立てるのか？」

私（湛然）は言った。「自らその論文の文章をいち早く読み、綿密に検討したが、このような理論は全くなかった。おそらく章疏の言葉を間違っって引用し、世の中の人々が一緒にそれを伝えたのではないかと思う。」¹

上の引用文で「野客」は華嚴宗の立場を代弁するものと思われるが²、湛然は相手が依拠した論書である『大智度論』を閲読してみたが、実際にはそのような文章がないと話している。これは教学的テーマと関連した論争が、特定宗派の立場を圧縮した教相判釈を通じてのみ表出したものではなく、テキストの誤った引用までも問題視するほど緻密に展開されたことを示している。

このように、東アジア仏教宗派の形成と展開の過程は、注釈的伝統と不可分であり、これから検討する『梵網經』に代表される菩薩戒に対する華嚴の接近方法を把握する際にも、この点を念頭に置かなければならない。特に、法蔵のように一宗派の実質的な開創者として教判の意識を強く持っていた学僧の著述では、經文の引用の過程で「創造的変容」が発生する可能性は常に開かれている。しかし彼が、自分が所属している宗派の所依經典ではない他のテキストを注釈する場合には、若干異なる様相が見られる。すなわち『梵網經菩薩戒本疏』において、彼は宗派の優越性を示すよりは、当時の教団の現実的な状況を打開する方法をより重視して注釈を作成したものと見られる。以下では、彼の「宗派的立場」と「現実的要請」がどのようにこの本に反映されたかを見るが、その前に菩薩戒および『梵網經』に関するいくつかの論点を整理しておきたい。

1. 菩薩戒と『梵網經』の出現、そして法蔵以前の華嚴家たちの留保的な態度

船山徹によると、中国仏教において5世紀という時期は、それまで翻訳されてきた小乗律とともに、新しい大乘の戒律が集中的に受容・研究された、「戒律の伝播普及の歴史において一つの画期的な時期」であり、その過程に鳩摩羅什が寄与したことは無視できない。それ以前に翻訳された『四分律』（法蔵部）とそれ以後に翻訳された『摩訶僧祇律』（大衆部）、および『五分律』（化地部）と合わせ、それによって翻訳された『十誦律』（説一切有部）が戒律研究の基礎資料となったからである。あわせて『大般涅槃經』を翻訳した曇無讖は、『瑜伽師地論』『菩薩地』の「戒品」に対応する『菩薩地持經』を翻訳することで中国に初めて大乘戒を伝えたが、これに鳩摩羅什の『梵網經』の翻訳が加わり、戒律研究がより活発になったのである³。

『梵網經』以前に翻訳された『菩薩地經』の系統の菩薩戒を「瑜伽戒」

ともいうが、ここには三聚浄戒の概念が示されている。これは菩薩戒というのが悪行を止める消極的修行〔摂律儀戒〕に終わらず、あらゆる善行と衆生を包括する利他的修行〔摂善法戒、摂衆生戒〕であることを示している⁴。また、『梵網経』はいわゆる「十重四十八軽」の罪目〔婆羅提木叉、pratimokṣa〕を設定し、それを在家者と出家者の双方に適用するのが特徴であるが、これは「多くの人々が共通して使用可能な菩薩戒のチェックリスト」としての機能を果たしたと思われる⁵。特に菩薩戒は、出家者にのみ適用される小乗の律とは二つの異なる点において区別されるが、仏・菩薩の前で自ら誓い懺悔し戒を受ける自誓受戒を認めるという点と、教団追放の罰を受けなければならない波羅夷罪（pārājika）を犯してもまた受戒を受ける機会を与えるという点がそれである⁶。

現行の『梵網経』の構成と内容を見ると、上巻は菩薩道に関する内容を扱い、下巻は上記の十重四十八軽を詳しく扱っている。しかし、菩薩道に関する上巻の内容は『梵網経』の出現後に刊行された『菩薩瓔珞本業経』など、他の經典においてより体系化された形で提示された⁷。したがって、智顛、元暁（617-686）、法蔵などほとんどの『梵網経』の注釈家たちは、上巻の内容を無視して下巻のみを扱う傾向があったが、法相宗の僧侶である智周（556-662）や太賢（または大賢、?-?）などは全巻に対する注釈作業を行った⁸。

ところで『梵網経』は406年に「翻訳」されたものと知られるが、法経（6世紀後半）の『衆経目録』は、隋以前から多くの人がこの經典に疑惑を提起してきたことを伝えている⁹。多くの学者が『梵網経』を偽疑経と見る根拠としては、大きく、1）本經典の序文や經典目録に言及された鳩摩羅什の翻訳状況に関する細部内容が少しずつ異なる点、2）鳩摩羅什に関する初期の伝記資料には『梵網経』に関する言及がない点、3）『梵網経』に基づいた受戒儀式がいつ初めて行われたかを確認することができないという点、などを挙げることができる。さらに『梵網経』に出てくる「孝顺」という概念は仏教の独身主義や剃髮などに対する儒教側の批判を和らげる

ためのものと解釈できる¹⁰。

一方、『梵網經』の原題ともいえる『梵網經盧舍那仏説菩薩心地戒品』には華嚴教学で『華嚴經』の主仏と設定した「盧舍那仏」が言及されているため、この經典が華嚴家の関心を集めたと考えられる。さらに、『梵網經』の初地である平等慧体性地を説明した次の經文は、『華嚴經』の文章といっても遜色がないほど、典型的な一即一切、一中一切の世界観をよく表している。

（初地の菩薩は）一つの仏国土から無量の仏国土に入り、一劫から無量劫に入り、（彼にとっては）不可説法がすなわち可説法であり、すべての法を顧みて逆順に一切法を見、常に二諦に入りながらも第一義（諦）にある。一つの智慧をもって十地の順序を知り、一つ一つの現象の中に衆生を表わしながらも、常なる心で心は中道に契合する。一つの智慧をもって一切の仏国土の秀でたものと仏が説いた法を知るが、心身ともに変わらない。一つの智慧をもって十二因縁、十悪の種姓を知るが、常に善道にとどまる。一つの智慧をもって有・無の二つの姿を見て、一つの智慧をもって十禪支に入って三十七助道品を行うが、全ての色身を六道に示す。一つの智慧をもって十方の物質的形狀を知り、それらを一つ一つ把握して物質的形狀として現れる果報を受け入れ（色界に生じているが）、心は（色界に）縛られることがなく（欲界に生まれることもある）。（智慧の）光明がすべてを照らすので無生の信忍と空の智慧がいつもすぐ前に現れる。第一地、第二地から仏の領域に至るまで、その間の全ての（十波羅蜜の）法門を一度に行う。平等地の功德の海に含まれた実践と願いを大まかに示すなら、海の一滴の水か毛頭ほどのことにすぎない¹¹。

上記の經文から明らかに分かるように、『梵網經』は『華嚴經』と同様、この地位の修行者が空間と時間上のすべての現象的差別を超える能力を持っていることを論じ、特に彼がすべての修行の段階を一瞬にして成就す

ることを強調しているのである。しかし、残念ながら華嚴家の著述から『梵網經』のこの文章に注目した事例は見つからない。むしろ次の文章で見られるように、彼らは自分たちが立てた教判に基づいて『梵網經』を『華嚴經』の境地に及ばないものとして評価を下げている。

小乗によると、ただこの娑婆世界の入り混じって汚い所が仏の報土なので、中でもこの閻浮提が報仏の頼るところであり、残りの百億などは教化の領域だ。三乗の場合、法性土と自受用土（が仏陀の教化の領域、すなわち仏国土）であるが、ここ（小乗）ではその釈迦仏が他の者に従って受け入れた実報の浄土については説かない。あるいは、ある人は（報身が）摩醯首羅天にあり、化身は百億の閻浮提を充滿することが教化の領域だというのが、これは『梵網經』および『阿毘達磨論』などで説いたものと同じだ。これは始教に基づいた理論であることを知るべきである。なぜそうなのか。二乗の教えは釈迦の体を実報と考え、ここ（三乗始教）ではこれを覆してそれが化身であることを示すため、あの空に別途に実報を立てたのだ。また、この世が三界の外に真なる浄土があることを信じないかと懸念し、三界の中の最も優れた場所に頼って説いたのである。その化身はただ百億などを満たすだけだというのが、これは彼ら（の機根）によってそのように説いたものである¹²。

五番目の摩醯首羅天の浄土は、如来がそこで宝蓮華座に座って等正覚を成じ、それを実報としたのである。この閻浮提摩竭提国の菩提場で正覚を成じたということは化現したもので、これは三乗の中の権教菩薩であり、染・浄の分別がまだ消えていない人々のために、この閻浮提および六天などは欲界の有漏であり、あの上界の摩醯首羅天は無漏と説いたのである。（しかし、ここでは）染・浄と彼・此がまだ消えていないのだから、これは権教であり、真の理論ではない¹³。

ここで明らかに法蔵と李通玄（635-730）は、『梵網經』の教主毘盧遮那仏の報土である摩醯首羅天が欲界を超えた色界にあり、これはこの經典の教説が二乗の修行者よりも優れた者を対象としていることを示していると評価する。しかしながら、彼らはそこが結局、三界を脱することができないことに注目し、『梵網經』がいまだ二分法的な執着から抜け出せずにいる三乗、ないし大乘の菩薩のための初歩的な教え（始教）ないし、方便的な教え（権教）に過ぎないと考えているのである。

要するに、これら華嚴家たちは、修行の手續きに関する類似の説明と毘盧遮那仏に関する言及があるという点において、『梵網經』を『華嚴經』と対等なものとして評価できる余地があったにもかかわらず、仏の処所に対する記述に二分法的な分別や執着があることを確認することで、この經典に対する教判において留保的または批判的な態度を取ったといえる。

2. 『梵網經』の菩薩戒に対する法蔵の関心と注釈態度

『四分律』に対する体系的な注釈書である『四分律刪繁補闕行事鈔』を著し、いわゆる「南山律宗」を開創した道宣（596-667）には、『梵網經』など菩薩戒に関する著作は見えない。菩薩戒の中、『梵網經』に対する現存する最初の注釈書は、智顛の『菩薩戒義疏』と確認され、元暁はその影響を強く受け、法蔵の注釈は元暁の影響を受けて作られたものと推定される¹⁴。

しかし、法蔵を除く華嚴家らの著述からは、菩薩戒の意味を直接論じた事例を発見するのは困難である。例えば智儼（602-668）は『華嚴五十要問答』の19番目の問答である「戒学義第二地中釈」で次のようにいう。

質問：（教えによって）戒学にはどのような違いがあるのか？

答弁：（小乗では受持する）人の違いにより八種類ある。八戒および七衆が持つ戒は、合わせて一つの別解脱戒となるので、定戒および道戒と区別さ

れるものであり、別々に修し保持されるので「別」という。定戒と道戒の二つの戒は前の別解脱戒に通じ、合わせて三戒を成す。この三戒の三業はまた、ともにその相応に従う。三乗の菩薩は別に三戒があるが、十無尽戒、二十四戒、四波羅夷戒の三戒である。四波羅夷戒は出家人が受けるもので、残りの二戒は世俗の人々が受ける。上・下に分けて二つになるが、その意味と特徴はこのようなものである。戒の本体は、あるいは五種十善であるか、あるいは表と無表である。無表は色法や心法と相応しない理である。あるいは一乗の場合、法界と相応する¹⁵。

上記の文章は明らかに小乗・三乗・一乗という教判を前提としており、智儼は特に菩薩戒の意味を説明しないまま、その名称だけを並べており、一乗の戒学についてもその本体が法界そのものであると言及するなど抽象的な叙述にとどまっている。

法蔵の著作中、前述の『華嚴五教章』では最初から菩薩戒に言及すらしていないが、彼の『華嚴經』注釈書である『探玄記』では「十行品」と関連して布施行を論じたり¹⁶、「十地品」の中、第二離垢地と関連して不善業に五重の等級があることを論じる文脈で¹⁷、菩薩戒の種類や違反の軽重を短く説明する程度である。しかし、不善業を犯しても罪にならない場合について、彼は「多くの人々の命を救い、無間業に落ちることを防ぐために極悪者の命を絶つことは戒を犯すことではない [救生多命及救無間業而断彼命不犯等]」と述べ、それが『菩薩戒』で説いたようなものだと付け加えた。ここで『菩薩戒』とは玄奘が翻訳した『菩薩戒本』に見えるが¹⁸、この本はその副題を通じて『瑜伽師地論』本地分菩薩地から抄出したものであることが分かる。したがって、『探玄記』の著述当時、法蔵は瑜伽戒を認知していたと見ることができ、これは彼が唯識学派に対して敵対的だったにもかかわらず、菩薩戒の受容に対しては比較的開かれた態度を持っていたことを示している。

これに関連して石井公成は、智儼の場合、『華嚴經』と『撰大乘論』が、

澄観（738-839）と宗密（780-841）の場合は華嚴と禪が彼らの教学の土台となったが、法蔵においては華嚴と菩薩戒を探求することが生涯の目標であったと主張する¹⁹。菩薩戒に対して法蔵が多大な関心を持っていたことは、『梵網經菩薩戒本疏』において、過去に真諦が、中国が菩薩戒に縁がなかったこと〔菩薩戒律漢土無縁〕を嘆いたことや、曇無讖が弟子法進(?-?)などの懇請と現夢によって初めて戒本を伝えたことなどに言及した後²⁰、次のように述べることからよく表れている。

ところで、声聞の『五分律』と『四分律』は東伝してここに伝わり、流行して久しいが、菩薩の律蔵は早くから東に流れ込んでおらず、曇無讖はこれについて微験していたという。過去の多くの僧侶が（菩薩）戒を受けようと発心するようになったが、（戒を）持ったり犯すことについて暗く、聞いたことがなかったため、悲しく嘆かわしく、それを止めることができなかった。法蔵はたとえ微々たる気持ちでこのような優れた実践（菩薩戒）を望んでいたが、いつもそれが排斥されたり不足したりして嘆いた。西に求めようと発願したが、ついに成し遂げられなかったので、（悲痛な）心を止めることができなかった。後に大蔵經をくまなく探して残された跡を集め、『菩薩毘尼蔵』20巻として編集し、ついに菩薩戒本があることが分かった。昔から多くの賢人たちがまだ詳しく解釈できなかったが、今は愚かだが誠意を尽くして、ただ叙述し賛嘆しようとするが、私と業を共にする者たちが（戒を）持って犯すことについておおまかにでも知ってほしい²¹。

しかし、法蔵の『梵網經』注釈自体は、このような個人的な切実さよりは、彼の他の著作と同様、理論的体系化という特徴をよく示している。例えば、彼の華嚴関連の著述のように、彼は『梵網經』の玄談部分を全体的に10の科段に分けて、最初の「教起所因」では「法として当然そうであるから〔法応爾故〕を先に挙げる。これはしばしば「法爾」と略して表現されることもあるが、『梵網經菩薩戒本疏』には、彼が『探玄記』で『華嚴經』

が世に出現した理由として言及した「大王の道が法であり、それゆえ常の法則であるようなものである（如大王路法常規）」と全く同じ表現が出てくる²²。しかし、「法爾」が『探玄記』では、如来が「無尽世界」で法輪を転じ、特に毛先のような微細なところに全宇宙を現すという点を強調する脈絡で、『梵網經菩薩戒本疏』では菩薩の三聚淨戒が過去の仏陀が悟りの場所に至った正しい道〔道場直路〕であり、悟りを植えた円満な因〔種覚円因〕、つまり根本的な真理として新しく作ったものではない〔本法非新制〕という点で、両者が完全に同じものではない。また法蔵は、声聞僧の戒律が梵行を破った後に制定されたのとは異なり、菩薩戒は最初の成仏当時にすでに作られたという点を強調することで、このような菩薩戒の永遠性を示すこともある²³。

さらに、本書の玄談第四「顕所為機」では、次のように仏性に関する言及が出るが、ここでは前の『華嚴五教章』とは異なり、『梵網經』を実教と見なしていることが分かる。

教えの加被を受ける機根を表すのに四つあり、第一に種姓を基準とする。…最初にまた2つがあるが、まず權教の場合、五つの種姓のうち、その気性が定まった二種と種姓がない人たちはこの教えの対象にならない。…菩薩の種姓がまさにその対象であり、不定の種姓も併せて包摂されるので、『瑜伽師地論』などで説いたようなものだ。第二に、（『梵網經』のような）実教の場合、五つの種姓がすべてこの教えの対象であるため、仏性がすべてにあることを許容する²⁴。

これは上述したように、彼が少なくとも仏性の普遍性という観点からは『梵網經』を他の經典より優れたものとして扱っていることを示している。これは『梵網經』下巻の最初に出てくる偈頌のうち、「真理を聞いて信仰を勧める部分〔拳法勸信〕」に対する彼の次のような解釈からも確認できる。

第二に、次の二句は信じるべき対象を提示し、また教えが信の方便を出すことでもある。いわば、自分の体に仏性の法があることを信じることであり、これはすなわち、必ず未来に成仏するという意味だ。第三に、次の二句は信の利益を論じるのに、信によって自ら自性住の仏性があるようにするという意味だ。仏を信じることで、すなわち果報の本性を得るに至り、この信を起こすことが理に入る菩提心なのだ。このため、この心のままに、すぐに戒を得るのだ²⁵。

しかし、彼は仏性についてさらに詳しい議論を続けず、また、上述したように『梵網經』上巻に記述された初地菩薩の即入自在についてもあまり注意を払わないまま、仏の放光を因と縁の観点から概略的に叙述してから、十重四十八軽と関連して一つ一つ詳しい分析を始める。彼はそれぞれの戒に関連する經文を大きく、1) 該当条目を設けた理由、2) 羅列された順序の意味、3) 戒の名称解釈、4) 犯戒になるための諸条件、5) その諸条件が欠けた場合、6) 罪の軽重、7) 果報を得ること、8) 戒の適用範囲、9) 犯戒を防ぐための修行法、10) 經文解釈、に分けて解釈する²⁶。

ここで興味を引く部分は4)と5)であり、これは智顛の注釈では極めて簡略に扱われているが、元暁と法蔵の場合、比較的詳細な事例を挙げており、その内容のほとんどが道宣の『四分律行事抄』から引用している点が注目される。それに関連して、不殺生と関連した次の注釈は、法蔵の分析的態度をよく示している。

(犯戒の五縁を論じた『十地經論』と『大乘阿毘達磨雜集論]) この二つの論書を合わせると、合わせて七縁を備えるが、1) (自分ではない) 他人の体、2) (無生物ではない) 生命体、3) 生命体だという考えを起こすこと、4) 殺そうとする心、5) 刀、棒などを使うこと、6) 三毒の心があること、7) 命を絶つこと、がそれである²⁷。

法蔵はこれを基準として、それぞれの条件を欠いた場合に罪が免責される場合、および罪の軽重について詳しく論じるが、その中で「徳を基準に論ずる場合、菩提心を出した者を害する場合、業道がより重いので人であれ獣であれ区別しない。したがって、経では「菩提心を出した畜生を殺す罪が、邪見を持った人を殺すより重い」とした部分が注目される²⁸。これも先に指摘した仏性の普遍性に対する彼の確信を如実に表していると思われる。

一方、盜戒を論じながら彼は特に三宝の所有物を盗んだ場合について詳しく分析しながら小乗の戒律に触れているが、これに対する次の問答は、彼が大乗戒を標榜した『梵網経』を解説しても教団の保護という現実的な問題を解決するためにはどのような資料であれ参考にしたことをよく示している。

問い：ここで引用したものは小乗が多い。どうして菩薩の性戒に通じることができようか。

答弁：菩薩の性戒は（小乗と大乗が）一緒に学ぶことだ。『撰大乘論』で述べた文章があるので（小乗の戒律を）書くことができる。

問い：菩薩が僧物を守り、貧しく弱い者には与えないが、これがどうして本来の大悲心に反しないと言うのか？

答弁：これがまさに慈悲である。なぜそうか。もし僧物を人々に与える場合、（やり取りする者）2人とも罪に問われ、長い間苦しめられるのだから、どうして大悲だと言えるだろうか。それゆえに与えないのである²⁹。

法蔵が当時、教団の安危に対して深い憂慮を持っていたことは、出家と脱税に対する次の釈明を通じても確認できる。ここで脱税が問題となったのは、国家の立場で出家を認める場合、結局国富を盗んだのではないかという議論が起きたことを暗示する。

もし父母の双方から（出家を）認められない場合、私的に（他人に）連れられて（親を）捨てて裏切ると、理の上でこれは盜戒を犯したことになる。したがって、必ず道に入ることに耐え、孝養するように教えてこそ、菩薩の正しい実践になる。

問い：私的に連れられて道に入ると、すなわち王の課税に欠損がある。国王に損害を与えるという点で見ると、これがどうして重い罪を犯したことにならないのか。

答弁：もしこれが真の修行なら、道理を磨く者の福德は国王を助け（その利益が）課税した財産を超えるので罪を犯すことはない。もし王の賦役を避けて身を隠して道に入ったならば、（罪を）免れない³⁰。

上の答弁からも分かるように、法蔵は仏教教団に対する外部の認識に敏感に反応しながら、出家に対する過度な非難を避けるため、出家者はまず親から許可を得なければならないことを前提にし、出家の功德、すなわち修行と悟りを通じて国に大きく役立つことを強調する。しかし、賦役を逃亡した出家については戒を破ったものと判断しているが、これは彼が国師として活動した現実的な制約を露呈したものと考えられる。

結論

以上、法蔵の『梵網經菩薩戒本疏』を中心に、中国仏教における菩薩戒の意義、『梵網經』の位置づけと華嚴家たちの評価、法蔵の注釈上の特徴を概観した。

『梵網經』は偽経という評価にもかかわらず、特に天台宗と華嚴宗の僧侶の関心を集め、法蔵は現実的に菩薩戒の価値を認めながらも、各条目が犯戒になったり、その違反による責任を減免される様々な場合の数や条件を解説するなかで、小乗の戒律である『四分律』などを積極的に参考にした。これは、彼が持つ学僧としての分析的態度を如実に表しているといえ

る。しかし『梵網經』上巻に見える明らかに『華嚴經』の境地に類似した部分について、彼があまり注目しなかった点は、彼がこの經典を教理の体系化よりは現実的な必要によって注釈を加えたことを意味すると思われる。

一方、彼をはじめとする華嚴家たちが教判を行なうにあたっては、『梵網經』は『華嚴經』という実教に及ばない権教として扱われたが、仏性の普遍性を強調し、仏性を菩薩戒自体と同一視する文脈では『梵網經』に対して法蔵は高い点数を与えたことも上記で確認した。

本論文では法蔵の『梵網經』注釈と他の学僧たちの注釈との類似点については詳しく説明してはいないが、彼がこの注釈書を書いた背景をある程度推測することができると考えられる。本文で言及したように、彼は個人的な目的で菩薩戒を受持することを希望しており、『梵網經』を注釈しながら、それなりに大・小乗を網羅した戒律の実際の適用と関連した理論的問題を整理しながらも、自分が属する教団の安危を確保することにも関心を傾けたのである。しかし、法蔵の「個人的な目的」と彼が直面している現実的な「教団の問題」の具体的な内容についてはより多くの資料を通じて確認すべき内容があり、彼のテキストの成立の前後の事情についても明らかにすべきことが多く残っている。これらの問題は今後の研究課題にしたい。

<参考文献>

1. 原典資料

鳩摩羅什 訳. 『梵網經』 2巻 (大正蔵 24, no.1484).

法蔵 等 撰. 『衆経目録』 7巻 (大正蔵 55, no.2146).

法蔵 撰. 『梵網經菩薩戒本疏』 6巻 (大正蔵 40, no.1813).

-----. 『華嚴經探玄記』 20巻 (大正蔵 35, no.1733).

-----. 『華嚴一乗教義分齊章』 4巻 (大正蔵 45, no.1866).

善月 述. 『金剛鉾論義解』 1巻 (新纂續 56, no.936).

時舉 釈. 『金剛鉾積文』 3巻 (新纂續 56, no.937).

李通玄撰. 『新華嚴經論』 40卷 (大正蔵 36, no.1739).
智儼集. 『華嚴五十要問答』 2卷 (大正蔵 45, no.1869).
天親造, 菩提流支訳. 『十地經論』 12卷 (大正蔵 26, no.1522).
太賢集. 『梵網經古迹記』 2卷 (大正蔵 40, no.1815).
玄奘訳. 『菩薩戒本』 1卷 (大正蔵 24, no.1501).

2. 二次文献 (經典翻訳および論文、著書類)

Groner, Paul. "The *Fan-wang ching* and Monastic Discipline in Japanese Tendai: A Study of Annen's *Futsū jubosatsukai kōshaku*." In Robert E. Buswell, Jr. ed., *Chinese Buddhist Apocrypha*. Honolulu: University of Hawaii Press, 1990, pp. 251-290.

Muller, A. Charles and Kenneth K. Tanaka, trans. *The Brahmā's Net Sutra*. BDK Tripiṭaka Translation Series. Berkeley: Numata Center for Buddhist Translation & Research, 2017.

久田静隆「中国における菩薩戒について」(『宗教研究』83巻4号、2009年) pp. 412-413.

吉村誠「玄奘の菩薩戒—『菩薩戒羯磨文』を中心に—」(『印度学仏教学研究』54巻2号、2006年) pp. 58-64.

石井公成「法蔵の『梵網經菩薩戒本疏』について」(『印度学仏教学研究』32巻2号、1984年) pp. 400-403.

蔡印幻「新羅に於ける菩薩戒観について」(『印度学仏教学研究』18巻1号、1969年) pp. 132-133.

* 韓国語文献

パク・ソンイル「『梵網經』十重戒の犯罪構成要件と責任性に対する分析—元曉の『梵網經菩薩戒本私記』を中心に—」(ソウル大学校哲学科碩士学位論文、2017年)

シン・ギュタク「『梵網經』「上巻」と「下巻」の関係に対する小考—心地修行と戒律実践の竝行—」(インファン・マソン・イジャラン編『戒律研究論文集』、ジョンウ書籍、2011年) pp. 497-528.

アン・ソンドウ「菩薩倫理の性格と基準」(『印度哲学』21、2006年) pp. 153-180.

イ・サンヨプ「『梵網經』菩薩戒と唯識学派の菩薩戒の比較研究—人性に対する

立場の違いを中心に」(『戒律研究論文集』) pp. 465-496.

イ・チュンファン(法長)「元暁の『梵網經』注釈書と天台智顛の『菩薩戒義疏』の比較研究」(『韓国仏教学』82集、2017年) pp. 35-69.

イ・ヘイム「『梵網經菩薩戒本私記』の孝順概念研究—孝順概念の由来と意味を中心に—」(『禪文化研究』16巻、2014年) pp. 259-287.

船山徹「大乘戒—インドから中国へ」(末木文美士ほか著、キム・ジェグォン訳『大乘仏教の実践』大乘仏教シリーズ3、CIR、2016年) pp. 205-242.

【注】

1 『金剛鉾』「於是野客恭退吳跪而諮曰。波水之譬其理突然。僕曾聞人引大智度論。云真如在無情中但名法性。在有情内方名仏性。仁何故立仏性之名。余曰。親曾委讀細檢論文都無此説。或恐謬引章疏之言世共傳之。汎為通之。此乃迷名而不知義。」(大正蔵 46・783a4-9)

2 後代の天台宗の僧侶が、湛然が設定した仮想の論敵を華嚴家として把握したということは、以下の『金剛鉾』の上記引用に対する注釈を通して確認できる。

—『金剛鉾義解』「この言葉を取り上げたのが、どうして清涼澄観が(彼の)師匠から受け継いでそう言ったことに反駁したのではないか? その文章は本来、(賢首法蔵の)『大乘起信論疏(大乘起信論義記)』に出、三宝に帰依する文章を解釈してそのように言ったものである。ところが彼(清涼)の文章は彼の師匠から出たものであり、またその言葉はわれわれ(天台家で)受け継いできた『大智度論』に根ざしており、その固執することもまた妥当である。(しかし)もし仏性と法性とを一つと見なすなら、有情と無情を区分して異なる視点で見えてはいけないただろう。(両者を)違うと見る場合、無情を果して「仏性」と名づけることはできないのか? よって「あなたは どうして…?」と言ったのである。」[拠此豈非正斥清涼承之於師云爾。其文本出起信論疏。釈慧暁三宝之文云云。然則文出於其師。又言本於今家所承之智論。其固執也宜矣。若以仏性法性為一。則不応分情無情異。若以為異則無情果不可名仏性邪。故曰仁何故等。](新纂統 56・560c13-17)

—『金剛鉾釈文』巻2「以上では、波と水の比喩に基づき、<真如が条件に従う>という総合的結論を出した。……これに(野客は)退き、ひざまずいて<その理は実にその通り>と言ったが、あえて疑いはしないが信じただけではない。そうではあるが、彼が宗旨とするところである真如が分

かれて（仏性と法性の）二つに分かれるという主張には障害がなくはない。これは賢首と清涼が妄りに『大智度論』を引用したことを指摘したもののだが、（彼らは真如が）有情にあるものを仏性と名付け、無情にあるものを法性と名づけると言いながら（このように問う）。〈あなたはどのようにして無情に対して仏性と名づけるのか？〉〔已上約波水之喩合於真如隨縁。……於是退跪而諮曰。其理実然不敢疑而不信矣。雖然其所宗真如分為兩派不能無礙。此正挹賢首清涼妄引大論。在有情名仏性在無情名法性。仁何於無情名仏性耶。〕（新纂統 56・580a24-b4）

- 3 船山徹, 「大乘戒—インドから中国へ」(末木文美士ほか著、キム・ジェグオン訳『大乘仏教の実践』、CIR、2016年) pp. 209-217.
- 4 アン・ソンドゥによれば、『瑜伽師地論』菩薩地は、利他的な側面を強調しながらも、「一つを捨てて他の一つをとってはならない」という「節制された立場」を取る。彼はこのテキストが菩薩の倫理基準として、1) 自利よりは利他を、2) 楽しみよりは利益を、3) 現生よりは来生、さらに涅槃または解脱を優先視して道徳的な義務の葛藤状況に対する一種の解決策を提示したと評価する。アン・ソンドゥ「菩薩倫理の性格と基準」(『印度哲学』21、2006年) pp. 169-174.

一方、久田静隆は大乘の戒波羅蜜は十善道をその内容とし、これが三聚浄戒とも通じることを『十地経論』を通して確認できると主張する。久田静隆「中国における菩薩戒について」(『宗教研究』83巻 4号2009年) p. 412-413。『十地経論』の関連する文章は次の通り。

『十地経論』巻2「論曰：菩薩如是已証正位，依出世間道、因清浄戒，説第二菩薩離垢地。此清浄戒有二種浄：一、發起浄；二、自体浄。發起浄者，説十種直心。……一、直心；二、柔軟心；三、調柔心；四、善心；五、寂滅心；六、真心；七、不雜心；八、不悵望心；九、勝心；十、大心。菩薩生是十心，得入第二菩薩離垢地。……自体浄者、有三種戒：一、離戒浄；二、撰善法戒浄；三、利益衆生戒浄。離戒浄者、謂十善業道、從離殺生乃至正見、亦名受戒浄。撰善法戒浄者、於離戒浄為上、從菩薩作是思惟：衆生墮諸惡道、皆由十不善業道集因縁、乃至是故我応等行十善業道、一切種清浄故。利益衆生戒浄者、於撰善法戒為上、從菩薩復作是念：我遠離十不善業道、樂行法行乃至生尊心等。」(大正蔵 26・145b23-c23)

- 5 船山前掲書, p. 231; アン・ソンドゥ前掲論文, pp. 161-162.
- 6 船山前掲書, pp. 213, 237-238。イ・サンヨブは、しかし『梵網経』の菩薩戒

が1)「仏性戒」という用語を使うことで菩薩戒の核心を仏性に求めた点、2) 経文で、ある行為を提起しながらも、より肯定的な心持ちを強調する点などを挙げ、唯識学派の菩薩戒とは区分されることを強調する。イ・サンヨプ「『梵網経』菩薩戒と唯識学派の菩薩戒の比較研究—人性に対する立場の違いを中心に」(『戒律研究論文集』) pp. 470-484.

一方、『菩薩持地経』系統の瑜伽戒は、玄奘がインドから帰国した後、『瑜伽師地論』から抄出して642年に刊行した『菩薩戒羯磨文』により置き換えられたが、これにともない吉村誠は「地持戒」と「瑜伽戒」を区分する。吉村誠「玄奘の菩薩戒—『菩薩戒羯磨文』を中心に—」(『印度学仏教学研究』54巻2号、2006年) p. 59.

- 7 シン・ギユタクは『梵網経』上巻で「修行心地」に随伴するものと言及した「光名金剛宝戒」の具体的な内容が下巻の十重四十八軽を通して扱われていると主張する。シン・ギユタク「『梵網経』上巻」と「下巻」の関係に対する小考—心地修行と戒律実践の並行—」(『戒律研究論文集』) pp. 509-515.
- 8 Paul Groner, “The *Fan-wang ching* and Monastic Discipline in Japanese Tendai: A Study of Annen’s *Futsū jubosatsukai kōshaku*,” in Robert E. Buswell, Jr. ed., *Chinese Buddhist Apocrypha* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1990), p. 253; Charles Muller, A. and Tanaka Kenneth K., trans. *The Brahmā’s Net Sutra*. BDK Tripiṭaka Translation Series (Berkeley: Numata Center for Buddhist Translation & Research, 2017), p. xviii.
- 9 『衆経目録』巻5「衆律疑惑五 一部二巻 梵罽經二巻 (諸家旧録多入疑品) 右一戒経依旧附疑。」(大正蔵 55・140a2-4)
- 10 Groner, “The *Fan-wang ching*,” pp. 253-257. イ・ヘイムは『梵網経』の孝順概念が中国の古典である『周礼』と関連があることに注目する。ただ、後者の孝順概念は、師氏として国子(公卿大夫以上)たちが礼法を伝受し、先代の統治者たちの模範を模倣することを意味するが、そのような理想を実現する資格を特定の階級に限定するという点で、仏性の普遍性を前提とする前者の菩薩戒とは違いがあると強調する。イ・ヘイム「『梵網経菩薩戒本私記』の孝順概念研究—孝順概念の由来と意味を中心に—」(『禅文化研究』16巻、2014年) pp. 269-271.
- 11 『梵網経』巻1「従一仏土入無量仏土、従一劫入無量劫、不可説法為可説法、

及 (>反) 照見一切法、逆順見一切法、常入二諦而在第一義中。以一智知十地次第、一一事示衆生、而常心心中道。以一智知一切仏土殊品及仏所說法、而身心不變。以一智知十二因縁、十惡種性、而常住善道。以一智見有無二相。以一智知入十禪支行三十七、而現一切色身六道。以一智知十方色色、分分了起入受色報、而心心無縛、光光照一切、是故無生信忍空慧常現在前。從一地二地乃至仏界、其中間一切法門一時而行故。略出平等地功德海藏行、如海一滂毛頭許事。」(大正蔵 24・1000b14-27)

上の翻訳で「分分了起」以下の経文の翻訳は、次の注釈を参照した。

『梵網経古跡記』巻1「分分了起者別別了知色故。別別生起色故。入受色報者。趣入領受有色報故。即不生無色也。而心無縛者。雖住靜慮生欲界等。慧光恒照遍滿真故。無生理中信忍空慧常現前也。即五忍之第二初故。其中間一切法門者十度也。」(大正蔵 40・695c9-14)

- 12 『華嚴一乘教義分齊章』巻3「第九明摂化分齊者。若依小乘中。唯此娑婆雜穢處。是仏報土。於中此閻浮提是報仏所依。余百億等是化境分齊也。若三乘中。法性土及自受用土。今此不説。其釈迦仏隨他受用実報浄土。或有説在摩醯首羅天化身充滿百億閻浮提是所化分齊。如梵網経及対法論等説。當知此約始教説。何以故。為二乘教以釈迦身為実報。今即翻彼顯其是化故。於彼天別立実報。又恐二乘不信界外有実浄土故。寄界内最勝處説。其化身但充滿百億等。亦順彼説也。」(大正蔵45・497c26-498a8)
- 13 『新華嚴経論』巻6「第五摩醯首羅天浄土者。如來於彼坐宝蓮華座成正覚。以為実報。此閻浮提摩竭提国菩提場中成正覚者是化。此為三乘中権教菩薩染浄未亡者説。言此閻浮提及六天等是欲界有漏。彼上界摩醯首羅天は無漏故。為有染浄彼此未亡。此為権教。未為実説。」(大正蔵36・759c4-10)
- 14 イ・チュンファン(法長)は、木村清孝、吉津宜英など日本の学者たちと崔源植、南東信などの韓国の学者たちの研究成果を紹介しながら、元曉が懺悔を強調した点、『梵網経』を菩薩だけが受戒できると見た点、そして『梵網経』を『華嚴経』と対等な一乗教と評価した点などは、彼が智顛から受けた影響であると説明したことがある。しかし彼は元曉の著作として知られる『梵網経菩薩戒本私記』において受戒の可能な範囲をむしろ一切人へ拡大している点と、犯戒の判断根拠である心に対しても、より多様な状況を仮定して論じている点を挙げて、智顛とは相違点があることを指摘している。イ・チュンファン(法長)「元曉の『梵網経』注釈書と天台智顛の『菩薩戒義疏』の比較研究」(『韓国仏教学』82集、2017年)、pp. 38-41, 60-63.

一方、パク・ソンイルは『梵網經菩薩戒本私記』に現れた犯戒の成立要件に対する説明を比較し、智顛と元曉の注釈の同異に関して論じている。パク・ソンイル「『梵網經』十重戒の犯罪構成要件と責任性に対する分析—元曉の『梵網經菩薩戒本私記』を中心に—」, ソウル大学校哲学科碩士学位論文, 2017, pp. 23-41.

蔡印幻は新羅において元曉—義寂(?-?)—大賢と続く『梵網經』注釈の流れを論じたことがある。蔡印幻「新羅に於ける菩薩戒觀について」(『印度学仏教学研究』18卷1号、1969年), pp. 132-133.

- 15 『華嚴五十要問答』卷1「問。諸戒学等有何差別。答。随人差別有其八種。八戒及七衆所持戒總成一別解脱戒。与定道別故。別別修持故名別也。定道二戒通前別解脱總成三戒也。此之三戒三業亦共為随所相應故也。三乘菩薩別有三戒。謂十無尽戒二十四戒四波羅夷戒此之三戒。四波羅夷戒為出家人受。余之二戒為俗人受。上下分二。義相如此。戒体或五種十善。或表無表。無表即不相応色心事之理也。或即一乘。応法界故。」(大正藏 45・523c7-16)
- 16 『華嚴經探玄記』卷6「功德華聚菩薩十行品」「第二饒益中亦作六門。一。体性者三門。一。随相門。謂於思上仮立無表。……二。約本亦以真如為性。……三。約実以無尽法界為体(云云)。二。種類者有十類差別。一。依梵網等經有菩薩三歸戒。二。依善生經五戒。是。在家菩薩戒。三。依文殊問經八戒名世間菩薩戒。四。亦依彼經十戒。……五。依方等經二十四戒亦在家菩薩受。六。依瓔珞梵網十無尽戒通在家出家菩薩所受。七。依瑜伽地持四波羅夷戒。觀此戒相多分似是出家所受。亦兼在家。八。善戒經及重樓戒經等八重戒。謂声聞四重上加瑜伽中四重。故為八。此文局為出家菩薩受。……九。依梁撰論戒学云如毘奈耶瞿沙毘仏略經說。菩薩戒有十万種差別。十。依華嚴經有十等無尽戒品。如十藏品及離世間說。」(大正藏35・220a20-b12)
- 17 『華嚴經探玄記』卷11「十地品」「問不善業。不通用。不得約上說有五重。不善望下。未知亦有階降以不。答約心約境亦有五種。一。極重如如来秘密藏經云。如父得緣覺道子斷父命。是殺生中重。余如上說。二。稍重如殺人等。如戒經說。三重如殺畜等。如此中說。四。輕如秘密藏經。後復次說五無罪。如菩薩戒說為救生多命及救無間業而斷彼命不犯等也。竝具如前十不善章說。」(大正藏35・319b24-c3)
- 18 『菩薩戒本』「若諸菩薩安住菩薩淨戒律儀、善權方便、為利他故、於諸性罪少分現行、由是因緣、於菩薩戒無所違犯、生多功德。謂如菩薩、見惡劫賊為貪財故、欲殺多生、或復欲害大德声聞、独覺、菩薩、或復欲造多無間業。」

見是事已、發心思惟：「我若斷彼惡衆生命、墮那落迦、如其不斷、無間業成當受大苦、我寧殺彼墮那落迦、終不令其受無間苦。」如是菩薩意樂思惟、於彼衆生、或以善心、或無記心、知此事已、為當來故、深生慚愧、以憐愍心而斷彼命。由是因緣、於菩薩戒無所違犯、生多功德。」(大正藏24・1112a3-13)

- 19 石井公成「法藏の『梵網經菩薩戒本疏』について」(『印度学仏教学研究』32卷2号、1984年) p. 400.
- 20 『梵網經菩薩戒本疏』卷1「又上代諸德相伝云。……真諦歎曰。菩薩戒律漢土無緣。深可悲矣。… 識曰。此国人性等多狡猾又無剛節。豈有堪為菩薩道器。遂不与授。進等苦請不獲。遂於仏像前立誓。邀期苦節求戒。七日纔滿夢見彌勒。親与授戒并授戒本。並皆誦得後覺已見識。識觀其相異乃昌然歎曰。漢土亦有人矣。即与訳出戒本一卷。……今別行地持戒本首安婦命偈者是也。」(大正藏40・605a21-b4)
- 21 『梵網經菩薩戒本疏』卷1「然声聞五律四部。東伝此土。流行其來久矣。其於菩薩律藏迥不東流。曇無讖言於斯已驗。致使古來諸德或有發心受戒。於持犯闡爾無所聞。悲歎良深。不能已已。藏雖有微心冀茲勝行。每慨其斥闕。志願西求。既不果遂。情莫能已。後備尋藏經拮據遺蹟。集菩薩毘尼藏二十卷。遂見有菩薩戒本。自古諸賢未広解釈。今敢竭愚誠聊為述讚。庶同業者粗識持犯耳。」(大正藏40・605b7-15)
- 22 『梵網經菩薩戒本疏』卷1「將釈此經略作十門。一教起所因。二諸藏所撰。三撰教分齊。四顯所為機。五能詮教体。六所詮宗趣。七釈經題目。八教起本末。九部類伝訳。十隨文解釈。初教起所因者。何故弁此菩薩戒耶。略由十因。謂法応爾故。示本行故。撰大機故。授法命故。勝法被故。令成行故。得諸位故。滅重障故。顯真性故。得勝果故。初法応爾故者。謂此菩薩三聚淨戒既為道場直路種覺圓因。是故一切諸仏出興于世利樂衆生皆依古法。法爾初時結於菩薩波羅提木叉為宗本之要。如大王路法爾常規故須説也。是故下云。各坐菩提樹誦我本師戒。又云。是盧舍那誦。我亦如是誦。解云。既仏本師戒。復但云誦不言説者。明則本法非新制也。又云。三世諸仏已説今説當説。故知同説也。」(大正藏40・602b18-c4)
- 『華嚴經探玄記』卷1「將釈此經略開十門 一明教起所由 二約藏部明所撰 三顯立教差別 四簡教所被機 五弁能詮教体 六明所詮宗趣 七具釈經題目 八明部類伝訳 九弁文義分齊 十隨文解釈。初教起所由者。先総弁。後別顯。総者。夫大教之興因縁無量。……此經下云。如來応供等正覺性起

正法不可思議。所以者何。非少因緣成等正覺出興于世。以十種無量無數百千阿僧祇因緣。成等正覺出興于世。……次別顯者。略提十義以明無盡。何者為十。謂由法爾故 願力故 機感故 為本故 顯德故 顯位故 開發故 見聞故 成行故 得果故。初法爾故者。一切諸佛法爾皆於無盡世界。常轉如此無盡法輪如大王路法爾常規。無停無息窮未來際。……解云。准此經文。於一毛端處於一念中出於如上業用。余念念中皆亦如是。如一毛端處如是念念業用無盡。余一一毛端次第周遍虛空法界等一切世界。各皆如是無盡無盡。此即處以毛端該於法界。時以剎那盡於劫海。謂於此處明頓起業用。謂於此時明常起業用。此亦不待因緣。諸佛法爾。此經下文所說皆爾。」（大正藏 35 · 107b22-108a7）

- 23 『梵網經菩薩戒本疏』卷1「前中以是本戒非是待犯然後方制故。最初成仏即結此戒。不同聲聞戒。故云初結菩薩波羅提木叉也。」（大正藏40 · 607b4-6）
- 24 『梵網經菩薩戒本疏』卷1「第四顯所被機有四種。一約種姓。……初中有二。先約權教。五種姓中定姓二乘及無種姓非此所為。……菩薩種姓正是所為。其不定性亦兼攝。如瑜伽等說。二約實教。五種種姓俱此所為。以許仏性皆悉有。」（大正藏40 · 603b21-27）
- 25 『梵網經菩薩戒本疏』卷1「第二學法勸信中分三。初五句明信法成益。於中初一句總勸生信。二次二句出所信境。又是教生信方便。謂信己身有仏性法故。即是定當來成仏之義。三次二句弁信益。謂由信自有自性住仏性。信仏是至得果性。謂起此信即是發入理菩提心。此故此心即是得戒。」（大正藏40 · 607a5-11）
- 26 『梵網經菩薩戒本疏』卷1「將積此戒略作十門。一制意。二次第。三積名。四具緣。五闕緣。六輕重。七得報。八通塞。九對治。十積文。」（大正藏40 · 609c13-15）
- 27 『梵網經菩薩戒本疏』卷1「合此二論通具七緣。一他身。二衆生。三起衆生想。四殺心。五加刀杖等。六有三毒。七斷正命。」（大正藏40 · 610b14-16）
- 28 『梵網經菩薩戒本疏』卷1「三約德。謂害發菩提心者業道加重。不問人畜等。故經云。殺發菩提心畜生。罪重於殺邪見人。」（大正藏40 · 611a12-14）
- 29 『梵網經菩薩戒本疏』卷2「問凡此所引多是小乘。云何得通菩薩性戒用。答菩薩性戒共學。撰論明文故得用也。問菩薩既守僧物不給貧弱。豈不違害本大悲耶。答此即為悲。何以故。若以僧物與人。二俱獲罪長劫受苦。何名大悲。故不與也。」（大正藏40 · 616c3-7）
- 30 『梵網經菩薩戒本疏』卷2「若父母交不濟者私引逃背。理亦應犯。必堪入道

教令者孝養。即為菩薩正行也。問私引入道現闕王課。望損国王豈非犯重。答若是實行修道之人福資国王。過所稅財。故亦無犯。若苟避王役偷身入道亦忝不勉。」（大正藏40・618b2-7）

A Huayan View of the Bodhisattva Precepts: Focused on Fazang's *Fanwang jing pusa jie benshu*

KOH Seunghak

Although the *Fanwang jing* is considered an apocryphal scripture, it has drawn much attention from many scholar-monks of East Asian Buddhism. Fazang (643-712) was one of the scholar-monks who acknowledged the exalted value of the bodhisattva precepts presented in this scripture. When he explicates specific conditions in which a certain breach of the precepts could be determined as a serious crime or not, however, he often refers to Hinayana texts. This shows his analytic and comprehensive attitude as a scholar-monk. But his disregard of some passages of the *Fanwang jing*, which can be understood as representing the Huayan worldview, reveals that he is more concerned with the contemporary monastic issues than with the doctrinal systemization on the basis of this scripture.

Indeed, in the doctrinal classification schemata of the Huayan school, the *Fanwang jing* is sometime underestimated as a preliminary teaching that is placed lower than the true teaching of the *Huayan jing*. But from Fazang's overall remarks on the details of each precept, we also see that he places the former on par with the latter as the two scriptures show a similar vision of the universal presence of buddha-nature.

Keywords: bodhisattva precepts, *Fanwang jing*, *Huayan jing*, Fazang, doctrinal classification, buddha-nature

高承学氏の発表論文に対するコメント

中西 俊英*

高論文は、「東アジアにおける生活規範 —— 戒律、大乘戒、清規、非僧非俗」という学術大会のテーマの中で「大乘戒」に注目し、『梵網經』にたいする法蔵 (643-712) の注釈である『梵網經菩薩戒本疏』(以下、『本疏』)を中心に考察したものです。

「大乘戒」は「十善戒」として『般若經』などの大乘經典一般に広く説かれるものですが、「菩薩戒」はインド大乘仏教のある時期に瑜伽行派の人々の間で成立したもので、この「菩薩戒」の中国伝播の延長上に『梵網經』は位置します。450年～480年のあいだに『梵網經』が中国で成立¹して以降、数多くの注釈が作成されました。高氏は法蔵の『本疏』を取り上げ、「菩薩戒に関する華嚴の立場」を論じられました。高氏が注の中で紹介してくださったように、私も法蔵『本疏』をテーマとした論文を書いたことがあり、たいへん興味深く読ませていただきました。まずは御礼申し上げます。

以下では、論文の流れに沿って内容を紹介しつつ、補足や疑問点などを提示したいと思います。

論文内容の紹介

セクション1の「はじめに」では、議論する内容が端的に提示されています。中国仏教では教相判釈が一つの特徴であり、教相判釈を提示することで宗派的優越性を示すことがしばしば確認されます。高先生は、宗派的

*東大寺華嚴学研究所研究員。

優越性よりも当時の法蔵を中心とした教団の現実的な状況の打開をより重視して『本疏』の注釈が作成されたと指摘されます。これを前提として、菩薩戒にたいする「宗派的立場」と教団の「現実的要請」を中心に、セクション3以降で議論が展開されるというのが、論文の構造です。

セクション2の「菩薩戒と『梵網経』の出現、そして法蔵以前の華嚴家たちの留保的な態度」では、菩薩戒および『梵網戒』に関する共通認識を確認するため、先行研究にもとづきながら、中国における菩薩戒の展開や『梵網経』の受容が概観されます。内容はすでに知られたものですが、論文のテーマと関連するものとして、高氏は『華嚴経』と内容的に類似した『梵網経』の初地の経文に注目するとともに、『華嚴経』と『梵網経』の関係にかんする法蔵と李通玄の指摘にも注意されています。

そして、セクション3「『梵網経』の菩薩戒に対する法蔵の関心と注釈態度」が論文の中心部分です。ここでは主として以下の4点が議論されています。

まず、第1点として、先行研究にもとづいて、元暁(617-686)の『梵網経』注釈書の影響を『本疏』が受けている点を確認した上で、自らの師である智儼(602-668)とは異なり、菩薩戒への言及を華嚴関係の著作の中でおこなっている点を指摘されています。そして、菩薩戒にたいする「宗派的立場」として、「『探玄記』の著述当時、法蔵は瑜伽戒を認知していたと見ることができ、これは彼が唯識学派に敵対的であったにかかわらず、菩薩戒の受容に対しては比較的開かれた態度を持っていた」(p.8)と高氏は述べられます。

第2点として、『本疏』における注釈の特徴として、法蔵の他の著作と同様の「理論的体系化」という面を指摘されます。その一例として、『探玄記』と『本疏』の「教起所因」を比較した上で、両者に共通する「如大王路法常規」という表現を取り上げ、『華嚴経』と『梵網経』とは共通点はあるものの「両者は完全に同じものではない」(p.10)と述べられます。妥当な見解だと思いますが、両者の同異についてはもう少し丁寧な議論が

必要だと思えます（後述）。

第3点は、『梵網經』の教判的位置づけです。『本疏』玄談第四の「顯所為機」の記述にもとづき、「『華嚴五教章』とは異なり、『梵網經』を実教と見なしている」（p.10）と述べられます。その理由として、「仏性の普遍性という観点からは『梵網經』を他の經典よりも優れたものとして扱っている」（p.10）という点を挙げられています。この点には疑問があります（後述）。

第4点は、『梵網經』の十重四十八輕戒にたいする注釈内容のうち、犯戒となるための諸条件（「具縁」）と犯戒となるための諸条件を欠いた場合（「欠縁」）に注目した、教団の「現実的要請」の考察です。具体的には、十重戒の第一の「不殺生戒」と第二の「盜戒」の注釈です。特に「盜戒」の注釈で、僧物を貧しく弱い者と与えない点や出家者が税を納めないという点に注目し、仏教教団の安否を法蔵が心配していると述べられます。そして、『本疏』の注釈内容は、「国師として活動した現実的な制約を露呈しているとも指摘されています。いわば、国家との関係を念頭においた注釈といえますが、これは『本疏』における現実重視の傾向として、石井公成先生がすでに指摘していた観点²だと思えます。

以上の考察をふまえた上で、最後のセクション4の「結論」では、「宗派的立場」と「現実的要請」に関する以下の2点の結論が示されています。結論については私も賛成です。

『梵網經』上巻に見える明らかに『華嚴經』の境地に類似した部分について、法蔵が注目しなかった点は、法蔵がこの經典を教理の体系化よりは現実的な必要によって注釈を加えたことを意味する。」（p.14）

法蔵は「『梵網經』を注釈しながら、それなりに大・小乗を網羅した戒律の実際の適用と関連した理論的問題を整理しながらも、自分が属する教団の安危を確保することに関心を傾けたのである。」（p.14）

補足と疑問点

続いて、補足と質問を述べさせていただきます。

まず、上記のセクション3の第2点、『華嚴経』と『梵網経』の同異を補足したいと思います。高氏も言及されていたように、両経は盧舎那仏が登場するという共通点を有しており、『梵網経』の経文にも『華嚴経』の影響を受けている点があります。ただし、論文に欠けている観点として、『華嚴経』も戒を説いているという点、そして法蔵は両者を三聚浄戒で結びつけているという点を補足したいと思います。『華嚴経』の菩薩十無尽品・十地品・離世間品などは大乘戒としての「十善戒」を説き、法蔵『探玄記』はそれらを三聚浄戒として解釈します。『華嚴経』と『梵網経』には、三聚浄戒という共通点があると法蔵は見ています。一方で両者の相違点として、具体的な『梵網経』の戒を実践する者と、『華嚴経』に説かれるいわば理念的な戒を実践する者とを法蔵は区別しています。特に後者は、初地以上の菩薩や元々すぐれた機根を有する「普賢機」などが対象とされています³。『本疏』が「『梵網経』上巻に記述された初地菩薩の即入自在についてあまり注意を払わない」(p.11)と高氏が指摘されているのは、『梵網経』の戒は初地菩薩を対象としたものではないという背景が理由の一つとして考えられます。

上記セクション3の第3点、『梵網経』の教判的位置づけには疑問があります。『本疏』の「顕所為機」は、『梵網経』の対象について4つの観点から述べるもので、そのうちの第一が「種姓」です。権実二教の場合の種姓に場合分けして、『梵網経』の対象を説明するという形式です⁴。権教の場合は定姓の二乗と無種姓は対象ではありません。実教の場合は、悉有仏性にもとづいてすべて対象となります。また、該当する経論として、権教では『瑜伽論』、実教では『法華経』『楞伽経』『宝性論』などが挙げられています。以上が『本疏』の「顕所為機」の内容であり、この箇所からは、『梵網経』が実教に相当するということが導き出せないと思います。

先行研究ですでに何度も指摘されているように⁵、『本疏』においては化教と制教の二教判が使用され、『梵網經』は制教に位置づけられています。『梵網經』を実教と位置づけることは難しいのではないのでしょうか。

上記セクション3の第4点、『梵網經』の十重四十八軽戒にたいする注釈内容の解釈にも疑問があります。高氏は「三約徳。謂、害發菩提心者、業道加重、不問人畜等。故『經』云、殺發菩提心畜生。罪重於殺邪見人」⁶という記述に注目し、「仏性の普遍性にたいする法蔵の確信を如実に表している」(p.12)と述べられますが、この箇所は殺生と菩提心の関係に注目したものであり、どのように仏性の普遍性とつながるのか分からないので、教えていただきたいと思います。

最後に、論文全体への質問として、先行研究と比較した場合の高氏の論文のオリジナリティはどこにあるのでしょうか。例えば、先に言及したように、教団の「現実的要請」や国家との関わりは、石井公成先生がすでに指摘されていたことと重なります。世界的なコロナ禍の状況ですから、時間的な制約もあって論じきれなかった点もあるかと思います。見通しでも構いませんので、先行研究にたいして追加しうる何らかの新しい知見があれば、あらためて記載していただければと思います。

【参考文献】

- 石井公成「法蔵の『梵網經菩薩戒本疏』について」(『印度学仏教学研究』第32巻2号, 1984, pp.400-403)
- 石井公成『華嚴思想の研究』(春秋社, 1996)
- 中西俊英「法蔵における日常実践と教理の接続 —『梵網經菩薩戒本疏』を中心に—」(『南都仏教』第100号, pp.31-59)
- 船山徹『東アジア仏教の生活規則 梵網經 最古の形と発展の歴史』(臨川書店, 2017)
- 吉津宜英『華嚴一乘思想の研究』(大東出版社, 1991)

【注】

- 1 『梵網經』の成立年代については、先行研究を批判的に整理した船山徹（2017, 18）の見解に準拠。
- 2 石井公成（1984）、同（1996, 332-360）。
- 3 拙稿（2018）を参照。
- 4 法蔵『本疏』：第四顯所被機有四種。一約種姓，二約遮難，三約發心，四約現在位。初中有二。先約權教。五種姓中定姓二乘及無種姓，非此所為。以彼於此非其器故。菩薩種姓正是所為。其不定性亦兼攝。如『瑜伽等』說。二約實教。五種種姓，俱此所為。以許仏性皆悉有。以於此身定入寂故名定性二乘。非謂寂後而不趣向於大菩提。如『法華』『楞伽』『宝性論』等說。（卷一 T40, 603b）
- 5 たとえば、吉津宜英（1991, 597-629）など。
- 6 法蔵『本疏』（卷一 T40, 611a）。

中西俊英氏のコメントへの回答

高 承学*著・水谷 香奈**訳

まず、拙稿に対して貴重なコメントをくださった中西先生に感謝を申し上げます。コメントの末尾に言及されたように、コロナの事態と時間的な制約のために十分な研究が行えなかった状態で不十分な原稿を送り、その結果多くの部分で間違いが発見されたのだらうと思われます。何より私の論文の最初のページで言及した先生の論文をまだ入手していない状態で、その論文の著者からこのように詳細なコメントを聞くことになり申し訳ない気持ちがいたします。今後、完成された論文を作成する際に、より徹底して修正することを約束申し上げ、ご指摘の内容についてお答えしたいと思います。

本論文について中西先生は、大きく4つの指摘をされました。1)『華嚴經』と『梵網經』を比較した2章の内容は法藏(643-712)の立場を中心に補充する必要がある点、2)『梵網經』に対する彼の教判についての叙述が不正確である点、3)仏性の普遍性について彼の立場を不殺生戒の解釈と連結させた論旨が不明瞭である点、4)先行研究との違いが見えない点などがそれです。

このうち、まず第四の指摘については、私も認めています。どうしてもそれ以前のいくつかの教学の伝統がどのように総合されて華嚴独自の形而上学が形成されたかという問題を主に研究してきた立場から、このような戒律の問題はほぼ初めて手掛けたものだったため、先行研究との差別性を示せませんでした。

*金剛大学校仏教人文学科准教授。

**東洋大学東洋学研究所客員研究員。

しかし、最初の問題点として指摘し言及された、『華嚴經』と『梵網經』に対する法蔵の比較分析にフォーカスを合わせる場合、論文の第2章の内容はかなり異なったものとならざるを得ないと思われます。私の論文は、第2章で『華嚴經』と『梵網經』の一部の經文が類似した世界観を見せているにもかかわらず、『梵網經』に対する華嚴家などの評価が低いことを指摘しています。そうは言っても、コメントで述べられたように、法蔵の著作を通じて彼は『梵網經』の菩薩戒が適用される対象を初地に達していない者たちに限定していたことを確実に証明することができれば、彼がこの經典に描かれた初地の菩薩の境地に注目していない理由を推定することはできるでしょう。ただし、このような「推定」の根拠が妥当かという前に、修正する予定の論文で更に検討したいと思います。

次に、『梵網經戒本疏』に見える法蔵の教判に対する私の分析に多くの間違いがあるという第二の指摘は、深く留意して修正版の作成の参考にいたします。最初の論文作成時には、仏性の普遍性を認めるかを基準として大乘始教と大乘終教ないし權教と実教を区別する法蔵の一般的な立場が、この注釈書でも見られるという点に注目して、經文の「顯所為機」の部分に主に言及しました。しかし、彼の教判の立場は、直前の「撰教分齊」の部分の化教と制教の区分において、より直接的に明らかにされているので、この部分を特に補完いたします。

最後に、仏性の普遍性に対する法蔵の認識が不殺生戒の解釈にどのように表れるかが不明であるという指摘については、次のように解明したいと思います。法蔵は「発菩提心畜生」と「邪見人」の殺害の軽重を論じながら、前者がより重い罪であることを明示していますが、これは明らかに人間になろうが動物になろうが仏性が彼らに普遍的に内在しているので、その発現を防ぐ前者の殺害行為をより非難するものとして読み取ることができます。もちろん、このような断片的な事例だけで『梵網經』に見える法蔵の戒律観を、彼の仏性観と直結させることはできないでしょうが、これは彼の『大乘起信論義記』に見える如来蔵縁起宗を最上位に置く教判と関

連するため、完全に間違っ了解と見ることできないと思います。

以上、中西先生のいくつかの指摘事項に対する回答を提示し、該当内容は修正版の作成時に反映することを約束申し上げます。合わせて、初稿作成時に発見できなかった些細な間違いをいくつか先に修正したバージョンをお送り申し上げます。

1. p. 1 : 曇無讖 (Dharmarakṣa) → 曇無讖 (Dharmakṣema)
2. p. 5 : 逆順に → 逆にも、そして順序どおりにも

ありがとうございました。

